

公益財団法人 公益法人協会 第24回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成25年12月17日(火) 16時～18時10分
- 2 開催された場所 銀行俱楽部 4階中ホール
- 3 理事総数及び定足数
 総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 13名

(出席) 太田達男、金沢俊弘、浦上節子、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、高宮洋一、
 田中皓、長瀧重信、橋本大二郎、福原義春、堀田力、山岡義典
(欠席) 早瀬昇、松岡紀雄
(監事出席) 谷村啓、中田ちづ子、平川純子

注) 長瀧理事は、第1号議案決議後の報告事項説明時、16時18分に着席した。

(評議員傍聴) 石山勉、伊藤博士、上野宏、小西惠一郎、笹部俊雄、渋沢雅英、鶴見和雄、
 轟木洋子、松澤聰、矢内顯

注) 本理事会には、傍聴を希望する評議員10名が同席した。

5 議題

決議事項

第1号議案『臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

報告事項

<人事関係>

(1) 評議員会みなし決議による評議員会会長及び役員等候補選出委員会委員選任の件

<内閣府の動向等>

(1) 制度改革—移行期間満了

- ① 移行の着地点予測
- ② 一般法人の状況
- ③ 当協会会員の移行状況

(2) 公益法人に対する勧告及び報告徴収等

<職務執行報告>

(1) ① 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」寄附金申込みの状況

- ② シンポジウム2013「公益法人制度改革の総括と今後の課題」
- ③ 東アジア市民社会フォーラム
- ④ 被災地視察ツアーア

(2) ① 内閣府委託相談会の状況

- ② 事務管理代行(運営支援)事業に関するフィージビリティスタディ

(3) ① 会計基準の見直しに関する動向

- ② 助成財団の動向に関する訪米調査団2013の概要
- ③ 平成26年度税制改正の状況

- ④ 一般法人法制改正検討の要望
 - ⑤ 内閣府の情報公開に関するその後の状況
 - ⑥ 自民党公益法人・N P O等特別委員会の名称及びメンバーの変更
 - ⑦ ウェブアンケート調査 2013 報告書
 - ⑧ 一般法人の動向に関するアンケート調査(1月実施予定)
- (4) 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming 10」
 - (5) 法人管理
 - ① 財務の状況
 - ② 入退会の状況
 - (6) その他の報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会の傍聴を希望する評議員10名の同席が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

太田理事長より、評議員会を下記要領にて招集することを、定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時： 平成26年3月13日（木）15時開始

場所： 日本工業俱楽部

目的である事項等： 平成26年度事業計画書及び收支予算書等の承認

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

<人事関係>

(1) 評議員会みなし決議による評議員会会长及び役員等候補選出委員会委員選任の件

太田理事長より、評議員会会长及び役員等候補選出委員会委員の選任につき報告があった。報告によるとまず、評議員 20 名の改選が行われた 6 月 24 日開催の定時評議員会において、評議員会会长候補者及び役員等候補選出委員会委員候補者の推薦を理事会に依頼すること、また、その選任は書面によるみなし評議員会にて行うことが合意された。続いて 9 月 12 日の通常理事会にてそれぞれの候補者が選出され、全評議員に対して評議員会決議の省略の方法によりその選任を求めることが決議された。提案は太田理事長を行い、11 月 28 日までに評議員全員の同意を得た。評議員会会长(役員等候補選出委員会委員長も兼務)には高橋陽子評議員が選任され、また、他の 6 名の同委員には、伊藤道雄、大貫正男、黒田かをり、宮崎幸

雄、矢内 顯(以上、再任)、今井 渉(新任)の各評議員が選任された。このみなし決議については、第 11 回評議員会として議事録を作成、評議員をはじめ理事、監事全員に郵送した、とのことであった。

<内閣府の動向等>

太田理事長より、次の項目につき報告があった。

(1) 制度改革—移行期間満了

① 移行の着地点予測

太田理事長より、11 月 30 日で移行期間が満了した特例民法法人の移行先等につき、内閣府の公表データを加工した資料を元に報告があった。報告によれば、移行期間内に移行認定又は認可の申請をした法人は 20,736 で、これは移行期間スタート時の特例民法法人の 85.3%。それ以外の 14.7% の 3,581 は未申請であり、すでに解散又は合併したか若しくは今後みなし解散となる法人である。また、移行申請を終えた法人のうち移行認定(公益法人)は 43.7%、移行認可(一般法人)は 56.3% であり、この比率は太田理事長個人が、移行期間の初期にアンケートに基づいて推測した数字のほぼ逆である、とのことであった。

② 一般法人の状況

太田理事長より、一般法人の設立数等に関する報告があった。報告によれば、新法の施行から現在までに設立した一般社団法人及び一般財団法人はおよそ 2 万 5 千と推定される。この統計数値は政府から公表されているものではなく、当協会が定期的に法務省へ設立登記等の数を情報開示請求し、統計をまとめている。12 月 5 日開催の協会主催シンポジウムで配布した数値には二重カウントなどがあり、不正確であったことが判明したため、現在法務省に中身を確認中である。正確な計数を把握したうえで改めて総括をする必要があると思っている、とのことであった。

③ 当協会会員の移行状況

太田理事長より、改めて当協会会員の移行に関する報告があった。報告によれば、当協会会員の特例民法法人はその 3 分の 2、66% が公益法人に移行したか、移行認定申請を行った。この数値を前出の全国平均に比べると、当協会会員は公益法人へ移行した割合が非常に高いことが分かる。また、当協会会員は移行の時期も全国平均より総じて 1 年ほど早く、2011 年度(平成 23 年度)が移行のピークであった。この件も機会をみて総括報告したい、とのことであった。

(2) 公益法人に対する勧告及び報告徴収等

太田理事長より、内閣府がこれまで公益法人に対して行った勧告・報告徴収等につき報告があった。報告によると、認定法 27 条に基づく行政庁による報告要請は、これまでに移行公益法人に対して 37 件、公益認定を受けた新設法人には 9 件、合わせて 46 件発生している。報告要請に至る情報源としては、新聞・テレビ番組などメディアによる報道、当該法人関係者からの内部通報や定期提出書類、立入検査により判明したもの等があると思われる。特に内部通報は、行政庁サイトから簡単にできる仕組みになっている。事例の類型を大別すると、個人行為型(暴力行為、職員による横領等)、組織関与型(不適切なガバナンス、補助金・助成金等の不正使用等)の 2 つである。また、今まで内閣府から勧告を受けた法人は報道されているようにいずれもスポーツ団体であるが、それぞれ暴力・パワーハラスメントや助成金の不

正使用、一般法人法に沿わない不適切な役員の選任や社員の資格停止処分等に対して勧告が行われたものである。事例の内容をみると、いずれも運営の不適切性や改善の必要性については異論ないが、役員等の善管注意義務違反という判断が乱用されると法人の人事・経営に対する過剰な介入となり、主務官庁時代の裁量による行政指導に逆戻りすることも懸念している。そこで今月 24 日、「法人自治と行政庁監督の諸問題を考える」と題する特別セミナーを急きょ開催する運びとなった、とのことであった。

以上の報告に対して、次の質疑応答及び意見があつた。

(橋本理事) (2)について。勧告の根拠法は公益認定法か。

(太田理事長) 認定法(第 27 条)に、行政庁による勧告、命令、認定取消が規定されている。

(橋本理事) これは堀田理事にお聞きするが、民事的にこのような行政行為の判断は一般的なのか。

(堀田理事) 日本では必ずしも一般的ではないが、していけないということはない。行政庁の責任で一つの体系として完結する。悪いというわけではない。

(岸本理事) (資料には移行公益法人に対する)報告要請の事例 31 件が分類され、勧告の事例 3 件の要旨が記載されているが、この内容は公益法人協会からみて適切な事例と判断するか。

(太田理事長) まず、勧告については法律上、行政庁サイトをご覧のように公表義務があるが、(その前段階の)報告要請については行政庁は原則開示していない。したがって詳細が明らかではないので、個別にコメントはできない。ただし、勧告に至ったスポーツ団体を例にとると、法人のガバナンスがしっかりしていないことは明らかではあるものの、行政庁が理事の構成や役員の損害賠償責任など、そこまで踏み込んでよいのか多少疑念を抱いている。もう少し法人の自浄作用を促す方向での勧告も考えられるのではないか。いずれにせよ勧告・報告要請権の濫用は法人自治を脅かすことにもなりかねないので、一定の歯止めが必要かと思っている。

(岸本理事) その点は全く同感である。

(太田理事長) 職能団体、業界団体に対して理事に外部の有識者を入れるべしとの行政庁の見解もあるが、理事の構成はそれこそ法人が自らの判断で決めることで、余計なお世話ではないかと考えている。例えばある古典芸能の公益社団法人は、理事はもちろん社員全員がプロの実演家であるが、伝統を守るためにそうした構成は構わないであろうし、要はしっかりしたガバナンスの下で公益的活動を続ける運営をすればよいことだと思う。初めから外部の人がいないとガバナンスが効かないと極めつけてしまうのはやりすぎではなかろうか。いろいろ議論を呼ぶ項目があると思うが、その辺りはいかがか。

(高宮理事) 今回の制度改革は、各団体がガバナンスとか、コンプライアンス、インターナルコントロール等の経営課題を自己責任・自主自律でしっかり確立する事に狙いがある。行政に対する牽制機能として、こうした趣旨に沿った意見を表明することは、公益法人協会に求められることではないか。気をつけなければいけないことは、表明する意見が皆の意見を代表しているかどうか、常に自省しつつ発言することである。日常的なアドボカシー活動の一つとして意見を言うことは重要だと思う。

(太田理事長) そのように考えている。

(堀田理事) 行政庁の「余計なお節介」は最初の頃から始まっていることだ。例えば勧告

先のスポーツ団体の一つには「役員推薦委員会の推薦を経ていない」ので役員に推薦できない、一般法人法に違反するとしているが、そもそもその役員推薦委員会なるものは行政庁が作り出した代物であり、選任方法も行政庁がほぼ一つの方法に限定、それを強要している。これは正に余計なお節介であり、私の団体では移行申請時に激しく抵抗し、移行前の評議員をそのまま移行時の評議員とし、最後までそれを通した経緯がある。法律の運用の初めの段階で、法律に基づかずしつかりと仕組みを決めたのはお節介の極みであろう。この初めから、根源から度の過ぎたお節介がありよろしくない、と言ってもらうことはもちろん大賛成である。

(太田理事長) 確かに最初の評議員選定委員会の構成をみても、外部や評議員から〇名、監事〇名、職員〇名と大変細かく定めている。あれなどは全くお節介なことであり、法律にも何にもないことを強制されたわけだが、またぞろ行政指導による規制強化につながることを懸念する。

(橋本理事) 今の話に全く異存はないが、最初に法令を作るのは仕組みをつくる際の言わば入口の話。それに対して今回の例は稀に起きる出口である。出口で今回のようなことが起きたときに世の中がどのように反応するか、そのためのセーフティネットを組んでおかねばならないのではないか。入口がおかしいという意見は、世間が、ありていに言えばマスコミが納得しないであろう。先ほどの古典芸能団体の例で言えば、大多数はプロの実演家で良いだろうが、日常から違う目を入れるというアドバイスをして、出口の危険性を減らすセーフティネットを考えておくべきではないか。

(太田理事長) 全くおっしゃるとおりである。世間の常識と団体内部の常識が食い違いもあり得るので、違った目を少数入れることは効果的であろう。そして、その導入を行うのはやはり法人自治により自分で判断する、ということかと思う。

(山岡理事) 確かに法人自治の中で行うことであり、お役所に言われてやるものではない。それを主張することは公益法人協会の使命であり、タイミングよく今月 24 日、議論の場を作られたのはよいこと。勧告内容を読んで、こんな細かいことを、と感じた。

<職務執行報告>

(1) ① 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」寄附金申込みの状況

金沢専務理事より同基金の寄附金申し込み状況等について報告があった。報告によると、6月の理事会承認により発足した同基金は、当協会一般口、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート口に加えて第二弾として9月から個別に 100~200 万円の大口寄附を募り 4 法人から申し込み又は承諾をいただいた。12 月 16 日までの申し込み合計は 1,026 万円である。配分委員会を開いて、当協会一般口と成年後見センター・リーガルサポート口は、年度内に現地団体に対して助成する。また、来年には第三弾として会員団体に募金を呼びかけたい、とのことであった。

② シンポジウム 2013 「公益法人制度改革の総括と今後の課題」

金沢専務理事より、12 月 5 日に千代田区内で開催した同シンポジウムにつき報告があった。報告によると、開催の目的は、110 年振りの大改革となった公益法人制度改革がもたらしたもののは何か、またどのような問題が生じているか、解決しなければならない問題は何か、そして今後の民間公益活動の発展のためには何が必要なのかを探すこと

である。基調講演は堀田理事(さわやか福祉財団理事長)の「公益法人制度改革の意義と課題」、土井香苗氏(ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表)による「民間公益活動と人権」の2本。また、パネルセッション「新公益法人制度5年間の総括と新たな潮流」では、Part1に自民、公明、維新、民主の4党国会議員が登壇、そのうちの一人、自由民主党の塩崎恭久議員は、移行の際に法人が負担した労苦を気遣った上で、改革の垣根となるのはいつも官僚。税制、会計基準については公益法人のみならずNPOも含めて見直しが必要であり、公益信託についても同様である旨を述べた。また、公明党の舛屋敬悟議員は、法人の情報開示を進めて欲しい。自助と共助と公助のベストミックスの時代であると発言した。Part2では山岡義典理事(市民社会創造ファンド運営委員長)、黒田かをり評議員(CSOネットワーク理事・事務局長)をはじめ民間公益セクターから5氏にパネリストを務めていただいた。当日は会員団体等から150名が参加した、とのことであった。

③ 東アジア市民社会フォーラム

金沢専務理事より、11月20日に新宿区内で開催した同フォーラムの報告があった。報告によると、2009年に東京でスタートした、日中韓3か国によるこのフォーラムは毎回、三ヶ国市民社会の質的発展に資するテーマを取り上げ、その力量形成や人材交流の機運醸成を図っている。日本側の主催はボランティア活動国際研究会(JIVRI)、共催団体として公益法人協会、市民活動創造ファンド、助成財団センター、日本NPOセンター他が名を連ねている。現在はそれぞれの政治的対立がクローズアップされているが、民間の立場で相互理解と交流を促進することは、東アジアの平和と協調という観点から大きな意義があるのではないだろうか、とのことであった。

④ 被災地視察ツアー

金沢専務理事より、11月7～8日に福島県で開催した同ツアー「“福島” “フクシマFUKUSHIMA”の今を学ぶ」の報告があった。報告によると、2年前の大震災、津波だけでなく原発事故による放射能汚染のため地域ごと集団移転せざるを得なかった福島県は、復旧、復興が進まず、まさに「出口なきトンネル」といった様相を呈している。現地自治体責任者の説明、NPO関係者による活動状況報告に接したツアー参加者は、自分で被災者の不自由な生活を見、肉声を聞き、肌で放射能に対する不安を共感した。詳細は『公益法人』12月号に掲載したので、今後民間が行う効果的支援の一助となればと思っている、とのことであった。

(2)① 内閣府委託相談会の状況

鈴木専務理事より、内閣府から25年度受託している「公益法人の円滑な移行及び自主的・自律的な運営に向けて新公益法人制度の理解を深めるための広報業務(相談会形式)」について報告があった。報告によると、この相談会委託は平成22年度に開始し、4年目である。11月までに移行相談44%、運営相談56%であり、10回開催したが、移行期間が満了した12月以降は「運営全般」及び「(一般法人の)公益認定申請」分野の面談を受ける他、この2分野に係るミニセミナーを毎回開いている。12月は16日に東京都内で開催、18日には静岡市で開催する予定である。年間の開催予定回数は17回、うち7回を地方で開催する、とのことであった。

② 事務管理代行(運営支援)事業に関するフィージビリティスタディ

鈴木専務理事より、同フィージビリティスタディに関する報告があった。報告によると、本件は社団法人の主に事務代行を想定したもので、まず、①すでに事務代行を行っている企業等複数を訪問、ヒアリングを行った上で、②学会など 200 の社団法人に対して郵送式アンケート調査を行った。うち半数は会員団体である。50%を超える回答があったが、それによると外部に「委託している」法人は7割、「自前対応可」のところが3割。委託内容としては刊行物の編集・発送、登記関連、会計業務が多く、次いで社員管理、定期提出書類の作成など。委託先は株式会社が大部分を占め、次いで会計士、司法書士など専門職。また、現在の委託先が行う代行業務に対する満足度は非常に高かった。当協会が仮に運営支援業務を開始する場合の期待度に対しては「条件次第」又は「一応説明は聞きたい」とするものが回答数の2割だったので、さらに具体的なリサーチと商品性のラフデザインを検討する、とのことであった。

(3) ① 会計基準の見直しに関する動向

鈴木専務理事より、標題について報告があった。報告によると、公益法人会計基準について、公益法人協会がまとめた問題提起・内容と、内閣府「公益法人の会計に関する研究会」の検討課題を対比しながら、公法協の会計委員会では検討及び意見交換を行っている。また、内閣府「研究会」委員である中田監事(公認会計士)からは、委員会はすでに5回開催され、小規模法人対策が最重要かつ喫緊事項との認識の下に2法人に対してヒアリングを行った。1月までにその負担軽減につながる対策を出すことになっているが、その他の議論の一つは「法人会計が必要か」ということ。管理費が全部寄せられてしまうので事業毎の利益が分からず、法人の実態がつかめない。その辺り、委員会では1年後くらいに結論を出したいと考えている、とのコメントがあった。また、ヒアリング対象団体の代表理事である小西評議員から、「小規模法人の負担軽減策」「財政安定化資金規程(案)」が参考資料として提供された。

② 助成財団の動向に関する訪米調査団 2013 の概要

太田理事長より、トヨタ財団及び三菱財団の助成協力を受け、9月 28 日から 10 日間に亘り実施した訪米調査ミッションについて、『公益法人』11 月号に詳細を掲載したのでお読みいただきたい旨、報告があった。

③ 平成 26 年度税制改正の状況

太田理事長より、11 日に公表された与税制改正大綱について報告があった。報告によると、要望事項はほぼ全滅というべき結果であったが、今後の検討事項とされたものに税額控除を適用する場合の対象範囲についての考え方がある。「第三 検討事項」の 4 にて寄附金税制に関して「これまでの制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において税額控除を適用する場合の対象範囲等についての考え方や、控除の選択性の適否を含めた控除方式のあり方等について、主要国の制度も参考にしつつ総合的に検討し、早期に具体的な結論を得る」とされており、一定の効果はあった、とのことであった。

④ 一般法人法制改正検討の要望

太田理事長より、合同会社等を参考にして、小規模法人に対する配慮措置を提案した非

常利法人法研究会検討結果を「一般法人法改正検討の要望について」として、内閣府等へ提出した旨、報告があった。同要望は、9月理事会にて報告したとおり本年6月下旬から8月中旬にかけて民間版パブリックコメントにかけ、その結果を踏まえたものである、とのことであった。

⑤ 内閣府の情報公開に関するその後の状況

太田理事長より、当協会がかねてより要望していた法人情報閲覧項目の拡大及び閲覧申請の簡素化に対し、内閣府が12月24日以降を目途に、閲覧申請の簡素化、申請から閲覧までのスピードアップ、閲覧の際の機能追加等対応する他、定期提出書類「別紙1」の公開を検討するなど改善を行う予定である旨の報告があった。

⑥ 自民党公益法人・NPO等特別委員会の名称及びメンバーの変更

太田理事長より、自民党政務調査会の「NPO等特別委員会」が「公益法人・NPO等特別委員会」に名称を変更、委員長も塩崎恭久氏から松山政司氏（参議院議員）に交替した旨の報告があった。なお、塩崎氏からは前出シンポジウムに登壇した際、今後も協力を惜しまない旨の発言をいただいた、とのことであった。

⑦ ウェブアンケート調査2013報告書

太田理事長より、6～7月に実施したインターネットによる調査結果を「公益法人制度及び東日本大震災に関するアンケート調査2013」として印刷製本したので関係者にお送りする、本日も出席人数分は用意したので、ご希望の方は閉会後お持ち帰りいただきたいとの案内があった。

⑧ 一般法人の動向に関するアンケート調査(1月実施予定)

太田理事長より、特に新しく設立した一般法人の動向を探るため、当協会がWebで存在を確認している一般法人二千数百に対して、年明けにアンケート調査を実施する予定である旨、報告があった。

(4) 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming 10」

片山理事より、10年後の当協会のあり方等を検討するために本年5月に発足した同プロジェクトについて、進捗状況、検討内容の報告があった。報告によれば、将来の公益法人協会は非営利・公益セクターを根付かせるためのハブとなることを目指し、幅広い政策提言活動、公益・一般法人の垣根を越えたキャパシティビルディング活動を行っていくべきである。それを効果的・効率的に行っていくためには、自前主義を捨て、他のセクター、国内外の他の機関との連携を強化するとともに、資源のマッチング機能を高めることが必要である、とのことであった。また、太田理事長からは、最終的な報告書の内容は真摯に受け止め、中期経営計画に盛り込みたいとの発言があった。

(5) 法人管理

① 財務の状況

② 入退会の状況

太田理事長から、本日は時間の関係から上記2項目の説明は省略するが、資料をお読みいただきたい旨、報告があった。

(6) その他の報告

金沢専務理事より、次回理事会は平成26年3月11日(火)15時から日本工業俱楽部で、また、

新年懇親会を1月16日(木)17時半から銀行俱楽部で開催する旨、連絡があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成26年1月31日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監 事 谷村 啓 

監 事 中田 ちづ子 

監 事 平川 純子 

